十四　商号又は名称　フィッチ・レーティングス・ランカ・リミテッド
　主たる事務所の所在地　スリランカ　コロンボ市　一　ワールド・トレード・センター・イースト・タワー
十五　商号又は名称　フィッチ・レーティングス（タイランド）リミテッド
　主たる事務所の所在地　タイ　バンコク市　ケット・パタムワン　カワエン・ルンピニ　ワイアレス・ロード　五十五
十六　商号又は名称　フィッチ・レーティングス（ベイジン）リミテッド
　主たる事務所の所在地　中華人民共和国　北京市　朝陽区　建国門外大街二号
十七　商号又は名称　フィッチ（ホンコン）リミテッド
　主たる事務所の所在地　中華人民共和国　香港特別行政区　クイーンズウェイ　八十九
十八　商号又は名称　フィッチ・ノース・アフリカ・エス・エー
　主たる事務所の所在地　チュニジア　チュニス市　メディナ通り　十八　エー
十九　商号又は名称　フィッチ・チリ・クラシフィカドーラ・デ・リエスゴ・リミターダ
　主たる事務所の所在地　チリ　サンティアゴ市　ラス・コンデス　アルカンタラ　二百
二十　商号又は名称　フィッチ・ドイチュラント・ゲーエムベーハー
　主たる事務所の所在地　ドイツ　フランクフルト・アム・マイン市　タウヌスアンラーゲ　十七
二十一　商号又は名称　フィッチ・リパブリカ・ドミニカーナ・エス・アール・エル
　主たる事務所の所在地　ドミニカ共和国　ディストリト・ナショナル　サントドミンゴ市　ピアンティニ区　グスタボ・メヒーア通り　アブラハム・リンカーン通り角　トーレ・ピアンティニ
二十二　商号又は名称　フィッチ・ターキー・フィナンサル・デレセレン・ディルメ・ヒゼメトレリ・エー・エス
　主たる事務所の所在地　トルコ　イスタンブール市　イシ・クレレ・クレ　二
二十三　商号又は名称　フィッチ・レーティングス・ブラジル・リミターダ
　主たる事務所の所在地　ブラジル　リオデジャネイロ市　アベニダ・リオ・ブランコ　八十九
二十四　商号又は名称　フィッチ・フランス・エス・エー
　主たる事務所の所在地　フランス　パリ市　モンソー通り　六十
二十五　商号又は名称　フィッチ・ベネズエラ・ソシエダ・カリフィカドーラ・デ・リエスゴ・エス・エー
　主たる事務所の所在地　ベネズエラ　カラカス　ミランダ州　チャカオ市　ウルバニサシオン・ロス・パロス・グランデス　フランシスコ・デ・ミランダ通り
二十六　商号又は名称　フィッチ・ポルスカ・エス・エー
　主たる事務所の所在地　ポーランド　ワルシャワ市　サスキクレセント・クルレフスカ　十六
二十七　商号又は名称　フィッチ・サザン・アフリカ（プロプライエタリー）リミテッド
　主たる事務所の所在地　南アフリカ共和国　サントン　チズルハーストン　インパラ・ロード　二十三
二十八　商号又は名称　フィッチ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ
　主たる事務所の所在地　メキシコ　ヌエボ・レオン州　ガルサ・ガルシア市　コロニア・フエンテス・デル・バリェ　アベニダ・サン・ペドロ・ノルテ　九百二
二十九　商号又は名称　フィッチ・レーティングス・シー・アイ・エス・リミテッド
　主たる事務所の所在地　ロシア　モスクワ市　ガシェカ通り　六

○金融庁告示第百二十六号

　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百七十七条第八項及び第百七十八条第一項の規定に基づき、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

　平成二十二年十二月二十七日　　金融庁長官　三國谷勝範

　目次中「第三条・第四条」を「第三条」に、「第五条―第十条」を「第四条―第九条」に、「第十一条―第十五条」を「第十条―第十四条」に、「第十六条・第十七条」を「第十五条」に、「第十八条」を「第十六条」に、「第十九条・第二十条」を「第十七条・第十八条」に改める。

　第一条各号を次のように改める。

一　市場リスク相当額　金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第百七十八条第一項第一号に規定する市場リスク相当額をいい、第三章の規定に基づき算出した額をいう。

二　取引先リスク相当額　府令第百七十八条第一項第二号に規定する取引先リスク相当額をいい、第四章の規定に基づき算出した額をいう。

三　基礎的リスク相当額　府令第百七十八条第一項第三号に規定する基礎的リスク相当額をいい、第五章の規定に基づき算出した額をいう。

四　金融機関等　次に掲げるものをいう。

イ　金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）

ロ　イに準ずる指定国（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

ハ　国内の金融機関（府令第百七十七条第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。）

ニ　ハに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ホ　銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）

ヘ　ホに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ト　金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

チ　トに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

リ　国際機関

五　金融商品取引所　法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。

六　金融商品取引清算機関　法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。

七　先物取引　法第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）を含む。）並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）を含む。）をいう。

八　先渡取引　法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引をいう。

九　スワップ取引　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。